

「移住・定住に対する株式会社セディナ保証付ききのくにフリーローンC型の金利優遇」
利用に関する事務処理要領

第1 趣旨

本町への移住者あるいは移住希望者(以下「移住者」という。)が、きのくに信用金庫が実施する「移住・定住に対する株式会社セディナ保証付ききのくにフリーローンC型の金利優遇」(以下「金利優遇」という。)を利用にあたり、この金利優遇が健全かつ有益な真に移住に必要な資金としての融資となるため、ここに事務処理要領を定めるものとする。

第2 融資の使途

移住者が金融優遇を受ける使途は下記のとおりとする。

- (1)住宅のリフォーム
- (2)車の購入
- (3)自動車免許の取得
- (4)家財道具の購入
- (5)その他町長が認めるもの

第3 対象者

金利優遇を利用できるものは、日高川町及び日高川移住受入協議会の支援を受けて移住する者とする。

第4 融資の時期

きのくに信用金庫が融資する時期については、移住者が本町に転入した後とする。

第5 証明書交付申請

移住者が金利優遇を利用しようとするときは、移住・定住支援証明書交付申請書(別紙様式1)を町長に提出するものとする。

第6 町長は、上記申請について、融資の使途あるいは金額等を確認するための添付書類を求めることができる。

第7 証明書交付

町長は、移住者から前項の申請が適正であると認めたときは、移住・定住支援証明書(別紙様式2)をきのくに信用金庫に提出するものとする。

第8 受入協議会

日高川移住受入協議会の会長は、本要領に従い、町長と同様の事務処理を行うものとする。

第9 その他

町長は、この要領に定めるもののほか、本事務処理に必要な事項については、別に定めることとする。

附則

この要領は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

(別紙様式1)

移住・定住支援証明書交付申請書

年 月 日

日高川町長 様
受入協議会会長 様

移住者 住 所
氏 名
電話番号
印

きのくに信用金庫が実施する「移住・定住に対する株式会社セディナ保証付ききのくにフリーローンC型の金利優遇」を利用いたしたく、きのくに信用金庫に日高川町及び日高川移住受入協議会の支援を受けて移住する者であることを証明いたしたく、申請いたします。

記

移住先住宅所在地	
融資を受ける資金の用途	該当する用途を選択すること。 (1)住宅のリフォーム (2)車の購入 (3)自動車免許の取得 (4)家財道具の購入 (5)その他（下記に詳細記入）
上 記 資 金 額	

※見積書を添付すること。
※本申請書は、融資の審査を受けるものではありません。移住・定住支援証明後に金融機関の審査があります。

(別紙様式2)

移住・定住支援証明書

年 月 日

きのくに信用金庫(支店長)様

市町村長 印

受入協議会会長 印

下記の者は、日高川町及び日高川移住受入協議会の支援を受けて移住する者であることを証明いたします。

記

申 込 者 住 所	
申 込 者 氏 名	
移住先住宅所在地	
融資を受ける資金の用途	
上 記 資 金 額	

※本証明書は、融資を決定するものではありません。融資の有無は金融機関が審査後に決定します。